平成２９年（フ）第７１号
和歌山市谷町33番地２　グリーンプラザ谷町弐番館107号
債務者　知花　昌輝
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７２号
和歌山市山口西78番地13
債務者　北浦　宏修
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９号
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城2057番地
債務者　林　　誠一
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで　熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２０号
山口県光市浅江１丁目３番２―202号
債務者　藤井　恵子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第４５号
北海道室蘭市八丁平５丁目６番18号
債務者　富岡由喜恵
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
盛岡市東桜山３番15号
債務者　木村真理子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７１号
岩手県滝沢市土沢310番地50　コーポ光101号、旧住所岩手県北上市大通り２丁目５番９号
債務者　多田　昭彦
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９６号
盛岡市盛岡駅西通１丁目２番２―305号
債務者　細川　　寛
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４２号
群馬県館林市大街道２丁目10番26号　コートスクエアＡ―102
債務者　田部井洋子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５１号
群馬県太田市岩松町93番地１
債務者　福島トモ子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１５号
三重県松阪市山添町1233番地
債務者　井坂　　淳
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第５０号
香川県高松市円座町1020番地１
債務者　**御厩**　洋一
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５７号
福岡市博多区東光寺町１丁目23番３―508号
債務者　松口雄一郎
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４８号
福岡市博多区住吉４丁目11番15―701号
債務者　加藤　千理
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５０１号
福岡市西区愛宕３丁目７番19―205号
債務者　白坂　泰子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５０９号
福岡市東区舞松原６丁目16番７号　サンティール舞松原Ａ棟102号
債務者　橋倉真由美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中98番地３　カーサフィオーレＡ103号
債務者　岡本　玲子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５２１号
福岡市博多区南八幡町２丁目３番15―107号
債務者　高瀬　勇治
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部